

# 2

## 建設キャリアアップシステム 現場運用マニュアル

### 第2章

## 下請事業者の現場運用に あたっての準備



一般財団法人建設業振興基金

2018年12月13日 1.0.0版

## 第2章 目次

01	はじめに .....	3
02	事業者 ID と技能者 ID の関連付け .....	4
03	事業者 ID と技能者 ID の関連付けパターン .....	5
04	技能者情報・事業者情報の変更申請の流れ .....	7

# 01

## はじめに

---

第2章では、技能者の方々が、建設キャリアアップシステムで就業履歴を蓄積するために、対応と確認が必要な「事業者IDと技能者IDの関連付け」についてご説明します。すでにご登録された技能者情報や事業者情報の、インターネット申請による変更方法などについてもご説明します。

# 02

## 事業者 ID と技能者 ID の関連付け

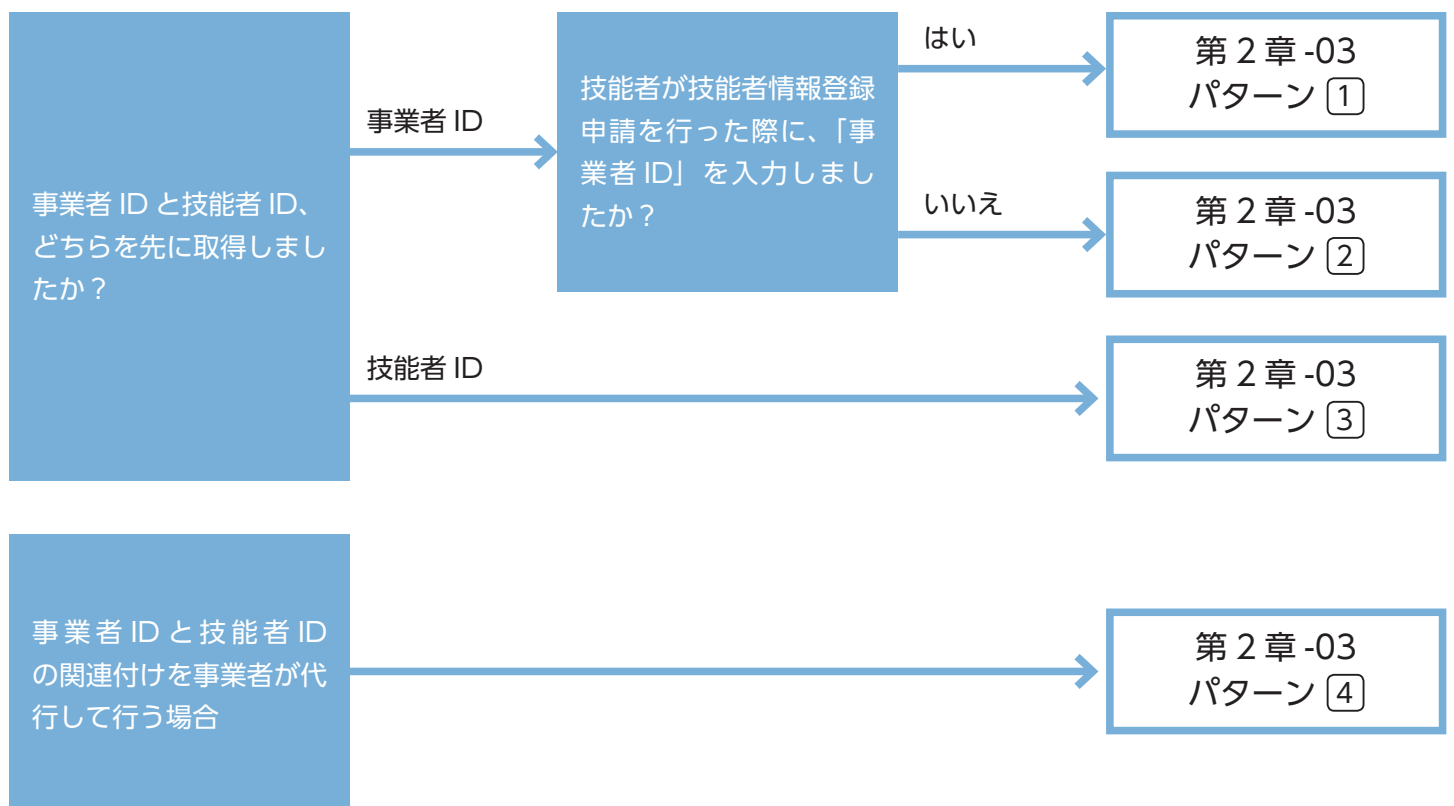
### 1 事業者 ID と技能者 ID の関連付けとは

事業者に所属している技能者の方が、建設キャリアアップシステムに登録した際に取得した技能者 ID と、所属する事業者が建設キャリアアップシステム登録時に取得した事業者 ID を結び付けることを関連付けといいます。

### 2 事業者 ID と技能者 ID の関連付けが必要な理由

建設キャリアアップシステムでは、技能者一人ひとりがどこの現場でどのくらいの期間携わっていたのかを、就業履歴として蓄積することができます。本システムでの現場情報の登録は、元請事業者が行いますが、それ以外の事業者も、実際に所属している技能者が携わる現場で施工体制の登録（第 5 章参照）を行い、該当現場に携わる技能者の登録をする必要があります。その際に、事業者 ID と技能者 ID が関連付いていれば、その現場に携わる技能者は、建設キャリアアップカードとカードリーダーを活用することにより、建設キャリアアップシステムに就業履歴が蓄積できるようになります。

#### 事業者と技能者の関連付けパターン確認表（建設業許可有りの事業者と関連付けをする場合）

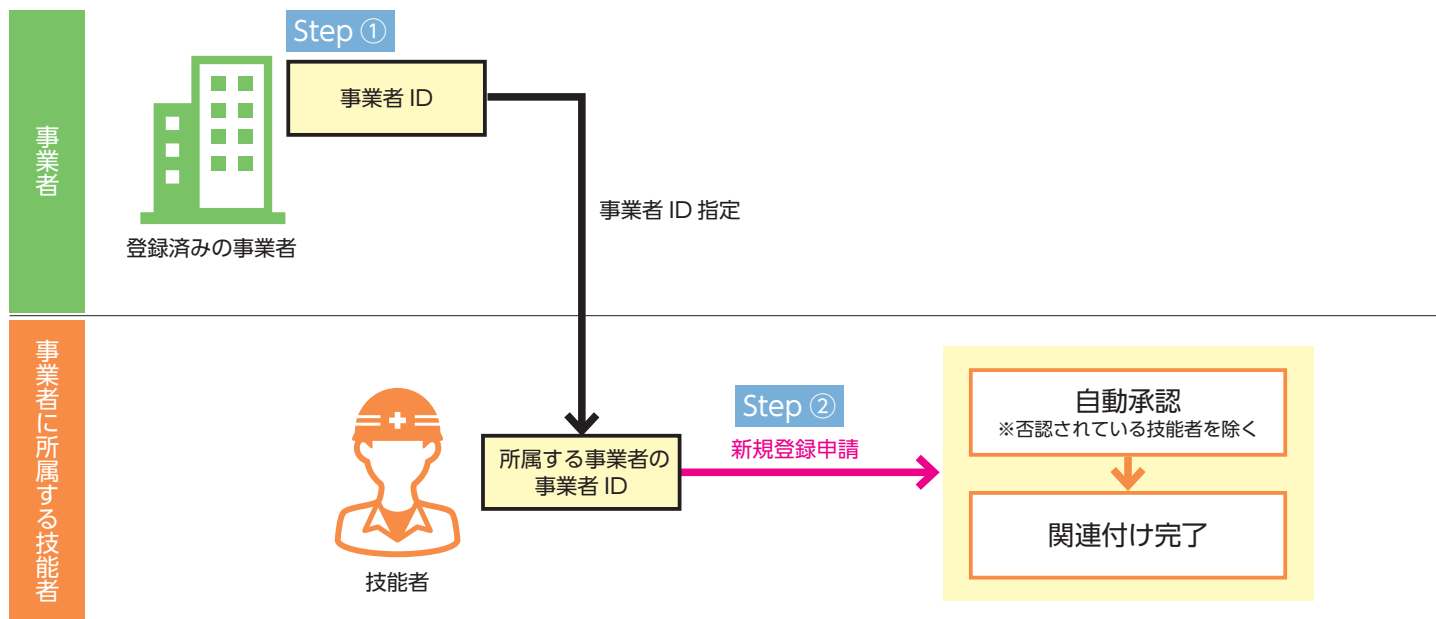


# 03

## 事業者 ID と技能者 ID の 関連付けパターン

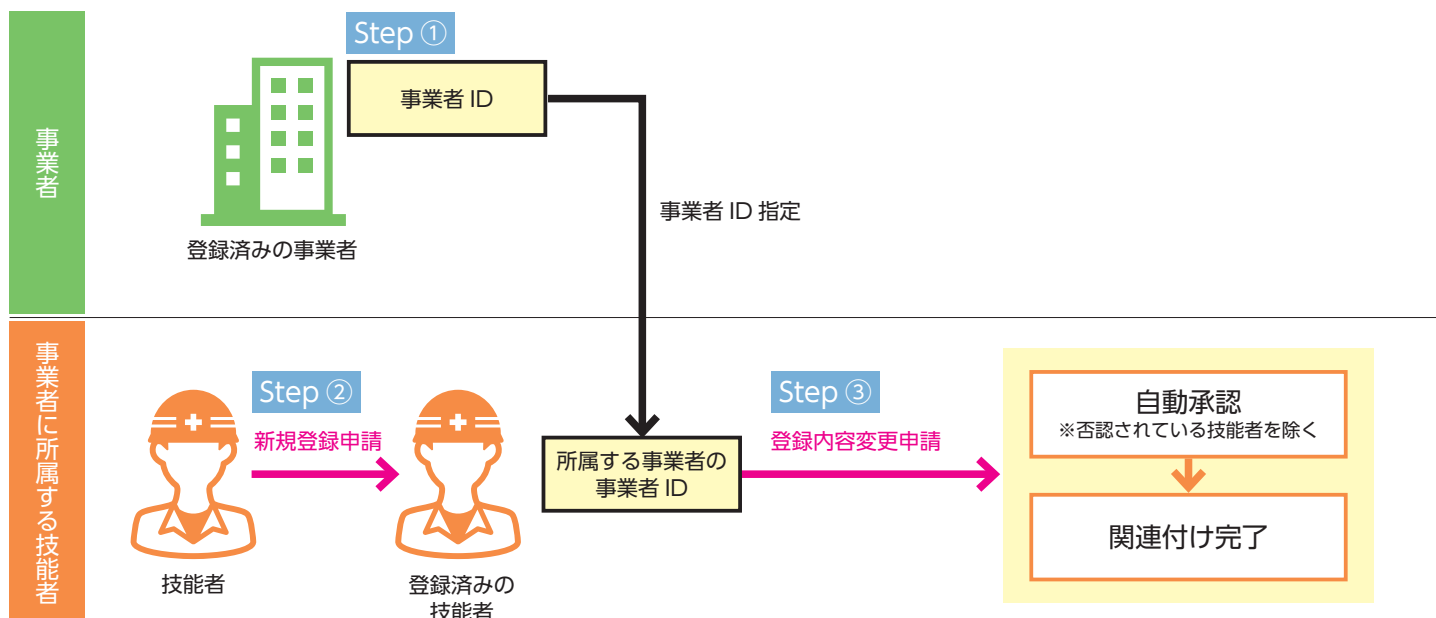
### 1 パターン ① 事業者 ID を先に取得し、そのあとで技能者情報登録申請を行った場合 (事業者 ID 入力あり)

すでに事業者が事業者 ID を取得しており、所属する技能者が登録申請時に所属する事業者の事業者 ID を申請書に記入またはパソコンなどで入力した場合は、技能者が所属する事業者に自動承認され、技能者 ID と事業者 ID が関連付けされます。



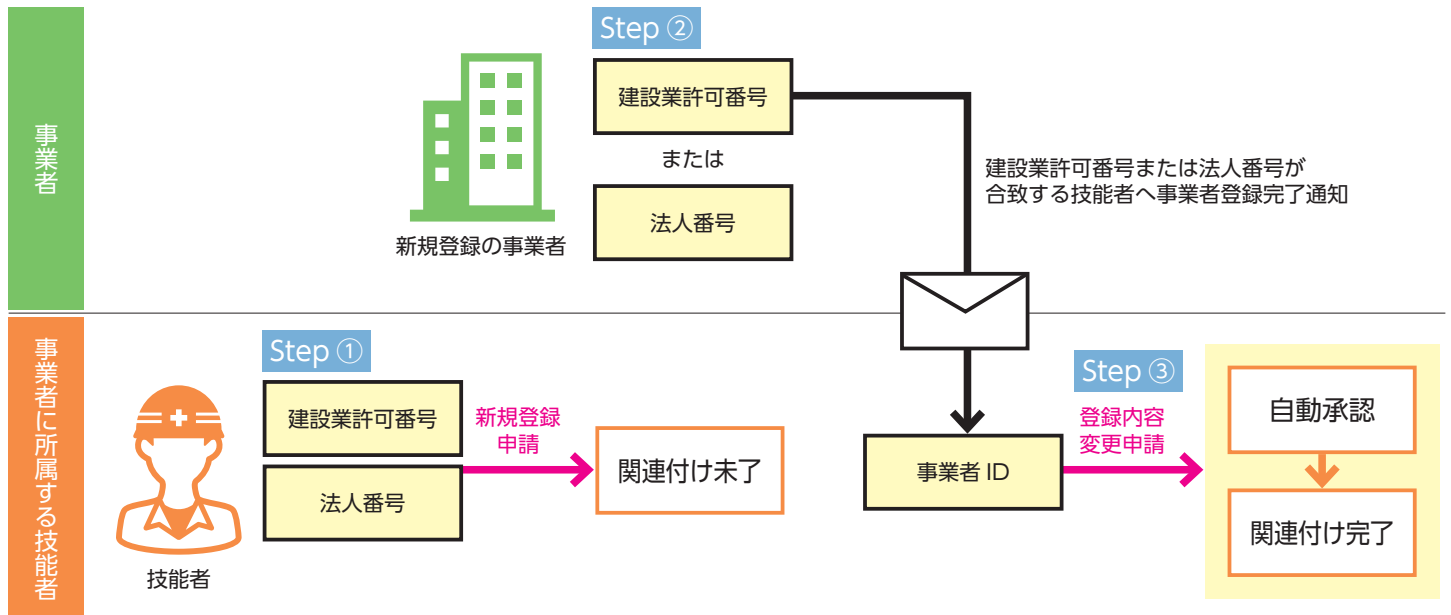
### 2 パターン ② 事業者 ID を先に取得し、そのあとで技能者情報登録申請を行った場合 (事業者 ID 入力なし)

すでに事業者が事業者 ID を取得しているが、所属する技能者が登録申請時に所属する事業者の事業者 ID を申請書に記入またはパソコンなどで入力しなかった場合は、技能者が所属する事業者に自動承認されません。技能者 ID 取得後に、「登録内容変更申請」により、所属する事業者の事業者 ID を入力することで、技能者 ID と事業者 ID が関連付けされます。



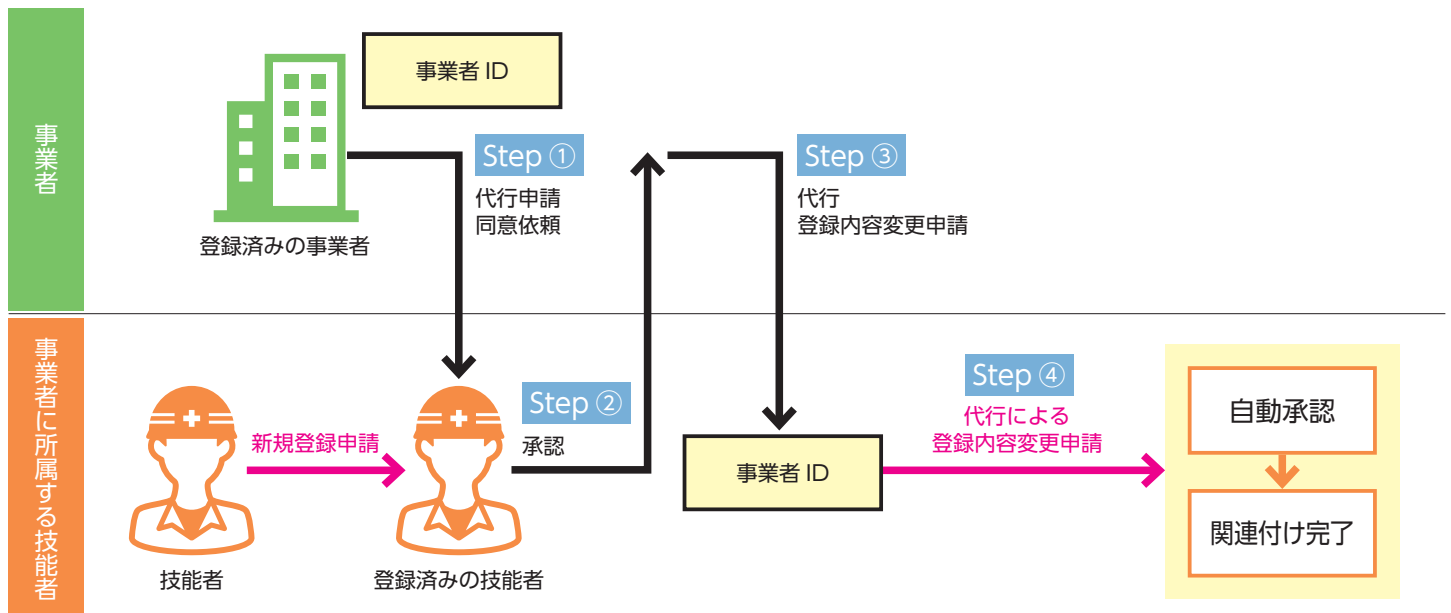
### 3 パターン③ 技能者 ID を先に取得し、そのあとで事業者情報登録申請を行った場合

技能者登録時に技能者が所属する事業者の登録がされておらず、のちに事業者が登録を行った場合は、技能者が申請時に入力した「建設業許可番号」「法人番号」と、事業者の記入・入力した「建設業許可番号」「法人番号」を照らし合わせ、「建設業許可番号」「法人番号」が合致する技能者へ事業者登録完了通知が送られます。通知を受け取った後に、技能者が「登録内容変更申請」により事業者 ID を入力することで、技能者 ID と事業者 ID が関連付けされます。



### 4 パターン④ 関連付けを代行申請する場合

関連付けたい登録済みの技能者に対して、事業者が代行申請同意依頼を技能者に行い、技能者が承認することで、「代行登録内容変更申請」ができます。代行により技能者の登録内容に事業者 ID を入力することで、技能者 ID と事業者 ID が関連付けされます。



# 04

## 技能者情報・事業者情報の 変更申請の流れ

第2章-02・03でご説明した、「事業者IDと技能者IDの関連付け」のいくつかのパターンや、すでに登録されている情報を変更する場合の方法についてご説明します。

### 1 技能者情報・事業者情報の変更申請の基本的な流れ

1. 登録された情報を変更する場合は、事業者IDまたは技能者IDでログインし、ポータル画面のメニューから「変更」→「変更申請」を選択します。
2. 各項目右に表示されている「鉛筆」ボタンをクリックすると編集が可能になります。



3. 変更内容編集後、いちばん下の「申請」ボタンをクリックすると申請が完了します。申請後、完了メールが届きます。



## 2 技能者IDと事業者IDの関連付けに関わる変更

関連付けの変更申請が完了すると、事業者と技能者のポータル画面に、それぞれ関連付け完了の通知がされます。

### ◎技能者ポータル画面



### ◎事業者ポータル画面



ここに関連付け完了の通知がされます

### 変更申請における注意点

- ※ 所属事業者先を変更する場合は、社会保険などの加入状況も改めて登録していただく必要があります。
- ※ 建設キャリアアップカード券面や色に関わる変更（氏名の変更や登録基幹技能者資格の取得など）があった場合には、新しい建設キャリアアップカードを発行するかどうかを選択できます。
- ※ 氏名などの変更（旧姓から新姓など）があった場合、建設キャリアアップカードと建設キャリアアップシステムの登録情報が異なっても、現在使用している建設キャリアアップカードはそのまま使用できます。
- ※ 新たな資格取得などがあった場合、建設キャリアアップカードの色と建設キャリアアップシステムの登録情報が異なっても、現在使用している建設キャリアアップカードはそのまま使用できます。